

仕様書

公益社団法人福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

1. 件名

福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた面的支援及び機構内の各グループや関係機関との連携による地域の復興に資する事業者支援のしくみづくり

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム（以下「機構」という）は 2015 年 8 月の発足以降、2025 年 8 月をもって設立から 10 年が経過し、この間、復興に向けた歩みは着実に進みつつあるものの、支援対象である原子力災害被災地域における復興は未だ途上にある。

これまで機構は、現場主義のもと、事業者の声や悩み、課題を聞き、それらに対する支援を個者中心に実施してきたが、最近では、事業再開後の新たな課題（販路開拓、人材確保、事業承継等）や、個者では解決できない課題等が増えてきている。

また、地域経済を活性化し、まちのにぎわいを再生するためには、再開事業者の事業継続に加えて、原子力災害被災地域で新たに創業する事業者や、地域外から同地域に進出する事業者が増加し、かつ定着していくことがますます重要となっている。

2026 年度から始まる「第 3 期復興・創生期間」は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間とされているため、上記課題に対し総力を挙げて取り組む必要がある。

本業務では、事業なりわい再生支援を進める各工程において発生する機構本部、支部の課題等について、機構の個別訪問等と連携しつつ、専門知見を提供する等の支援を実施し解決することを目的とする。

3. 業務内容

震災から 15 年が経過し、事業者の課題は多様化・複雑化しており、これまで事業者支援グループがおこなってきた個別支援のみならず、機構内グループとの連携や、地域・関係機関と連携した「面的支援」の重要性が高まっている。

「面的支援」については、既に機構内各グループで様々な検討や試みが行われているが、そのニュアンスは人によって様々であり、一体となって取り組むためには整理が必要。今後はグループごとの施策を更に発展させるとともに、各グループが連携しそれぞれの強みを生かして施策を展開することが必要不可欠。

① 「面的支援」のフォロー

- (ア) グループ横断の「面的支援」
 - a. グループ横断の取り組み、役割分担の整理
 - b. グループ横断施策の検討、助言・サポート
 - (イ) 各グループにおける「面的支援」
 - a. 各グループが個別に実施する「面的支援」考え方および事例の整理
 - b. 各グループが個別に実施する「面的支援」の目標達成に向けた助言・サポート
- ② 地域の復興に資する事業者支援のしくみづくり
- (ア) 生活の質・満足度向上に資するサービスの創出
 - a. サービス創出に係る施策の検討、助言・サポート
 - b. 関係機関、事業者等への提案、助言・サポート
 - (イ) 浜通りの産業集積に資するサービス等の創出
 - a. サービス創出に係る施策の検討、助言・サポート
 - b. 関係機関、事業者等への提案、助言・サポート
 - (ウ) 地域内サプライチェーンの構築・強化
 - a. サプライチェーンの構築・強化に係る施策の検討、助言・サポート
 - b. 関係機関、事業者等への提案、助言・サポート
 - (エ) 12市町村来訪者の域内経済活動の拡大
 - a. 地域経済活動の拡大に係る施策の検討、助言・サポート
 - b. 関係機関、事業者等への提案、助言・サポート
 - (オ) その他、グループ連携会議や各グループで検討された施策等の助言・サポート

4. 要 件

- ✓被災地の事業者向けに事業者支援に社員が従事、またはこれらに関する専門的知見を有すること。また、それらについて公的機関又は官民共同事業等への助言や連携等の経験を有すること。福島県において支援活動を行っていれば尚可。
- ✓機構内各グループの業務計画の実現及び確実な達成に向け、具体的な助言等を適切に実施できること。
- ✓当該事業では地域の事業者の課題解決にむけたコンサルティング支援実施後に、案件に応じ、それら課題に適した各領域の専門家を紹介し支援を継続する可能性も鑑み、当該地域における各種（組織・人的・情報等の）ネットワークや知見を有すること。

5. 報 酬

従量制（実際の業務にかかった工数に応じて支払い）

6. 期 間

契約締結日～2027年3月31日（水）

上記期間とコンサルティング契約書の期間が異なる場合は、契約書による。

7. 納入物

委託業務完了報告書を毎月の〆切期日までに提出すること。

なお、従量制のため、依頼元別に業務実施時間がわかるように報告書を作成すること。

8. その他

- ✓本事業の実施にあたり機構内の業務遂行指揮者・実務対応担当者等と十分な協議を実施し、また、機構側からの指示に応ずるとともに、知見・経験・視点等を駆使した能動的な提案を実施のこと。
- ✓本事業の実施途中において予期せぬ問題・事故等が発生の場合には、速やかに機構に報告するとともに、委託先の責任において、その解決に努めること。
- ✓その他、不明な点がある場合には、機構に問い合わせること。

以 上